

「重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託」について

令和8年3月9日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託」

(2) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

(3) 概要

福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、意図しない重量物の落下により燃料デブリが破砕される事象が考えられる。この事象が発生した際に、臨界に至る可能性があるかを検討することを目的に、当機構において重量物落下試験を実施し、燃料デブリを模擬した供試体の破砕状況を踏まえた臨界評価を行った。この試験において、燃料デブリを模擬した供試体は、条件により未破砕、表面の剥離、貫通といった異なる破砕様相が確認され、破砕された領域が大きなケースの試験結果をもとにした臨界評価により、重量物の落下によって燃料デブリが臨界となる可能性が極めて低いことを確認した。この試験及び評価の結果について、日本原子力学会2025年秋の大会にて発表している。

一方、意図しない重量物の落下により燃料デブリが破砕される事象は被ばくの観点でも重要である。重量物の落下エネルギーに対して、燃料デブリを模擬した供試体の破砕様相やその程度を把握することにより、ダスト飛散への影響の推定に寄与することが考えられる。このため本委託は、ダスト飛散への影響の推定に資する情報を取得するため、重量物を落下衝突させた供試体についての破砕状況を調査することを目的とする。

重量物を落下衝突させた供試体等を用意し、以下に示す破砕状況調査を実施する。

① 剥離表面積計測（目標期日：令和8年9月30日）

重量物を落下衝突させた供試体の剥離部分について、3Dスキャン等により表面積及び体積を計測する。

② 型枠内外観調査（目標期日：令和8年9月30日）

重量物を落下衝突させた供試体の型枠を外し、供試体側面のヒビの進展状況等の様子を外観調査する。

③ 回収粉じん重量計測（目標期日：令和8年9月30日）

重量物を落下衝突させて生じた粉じんを500 μ mのふるいにかけて重量を計測する。

④ ポスト処理、技術根拠作成

・ ポスト処理

計測データを活用可能なデータへ変換し、結果をまとめる。

・ 技術根拠作成

重量物を落下衝突させた状況を含めて、本調査結果を技術根拠としてまとめる。

2 応募する者に必要な資格

以下全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者

であること。

- (4) 内閣府、文部科学省及び経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (7) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 本業務を遂行できる履行体制と業務実施計画を有していること。
- (10) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ・ 廃炉・汚染水・処理水対策事業をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉に係る事業の実績があり、燃料デブリの状態推定状況やその取り出しに係る技術課題を把握していること。
 - ・ 重量物を供試体に落下衝突させた経験を有し、重量物の落下エネルギーに対する供試体の破砕挙動推定に資する試験済み供試体を用意できること。試験済み供試体の用意に当たっては、日本原子力学会2025年秋の大会にて発表した既往成果を踏まえること。

3 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託」業務担当

メール：tsg2026_NDF@ndf.go.jp

(ティ エス ジー ニ レイ ニ ロウ アンダーバー エヌ ティ エフ アットマーク エヌ ティ エフ ドット ジー オー ドット ジェー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和8年3月23日(月)までの平日(10:00-17:00)に配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

提出期限：

令和8年3月24日(火) 12時00分

提出場所：

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託」業務担当あて(郵送による場合は、期限まで必着のこと)

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（別添）
- ② 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し（※一般競争入札の場合）
- ③ 組織概要（パンフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）
- ⑤ 2. 応募する者に必要な資格（10）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

4 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- （3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名 印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：重量物を落下衝突させた供試体の破砕状況調査委託

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号